

平成27年6月1日から

「自転車運転者講習」の受講が義務に!



自転車運転者講習とは・・・

信号無視や一時不停止など、政令で定める14項目の危険行為を3年以内に2回行った自転車運転者に命じられる講習のことです。受講命令に違反した場合は、罰則（5万円以下の罰金）の対象となります。

改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から危険行為を繰り返す自転車運転者に対する「自転車運転者講習」制度が始まりました。

自転車運転者講習の対象となる危険行為14項目

信号無視
(道路交通法第7条)



通行禁止違反
(道路交通法第8条第1項)

道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を自転車で通行する行為



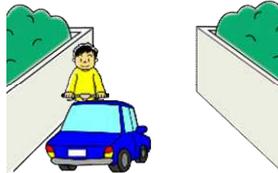
歩行者用道路における車両の通行義務違反
(道路交通法第9条)

自転車の通行が認められている歩行者用道路を自転車で通行する際に、歩行者に注意せず、または徐行しないなどの行為



通行区分違反
(道路交通法第17条第1項、第4項、第6項)

車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為



路側帯通行時の歩行者の通行妨害
(道路交通法第17条の2第2項)

自転車が通行できる路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為



遮断踏切への立ち入り
(道路交通法第33条第2項)

遮断機が閉じたり、閉じている踏切や警報機が鳴っている時に踏切へ立ち入る行為



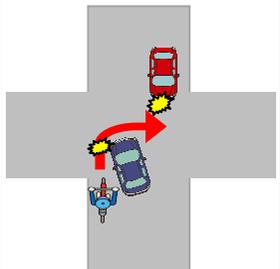
交差点での優先道路通行車妨害など
(道路交通法第36条)

信号のない交差点等で、左から進行してくる車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するなどの行為



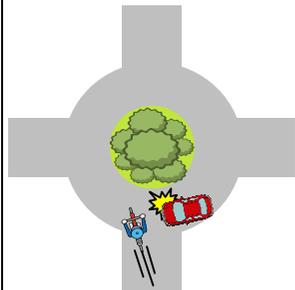
交差点右折時の通行妨害など
(道路交通法第37条)

交差点で右折するときに、直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害する行為



環状交差点での安全進行義務違反など
(道路交通法第37条の2)

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、安全な速度で進行しないなどの行為



指定場所一時不停止等
(道路交通法第43条)

一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為



歩道通行時の通行方法違反
(道路交通法第63条の4第2項)

車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するなどの行為



制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転
(道路交通法第63条の9第1項)

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為



※ 前輪・後輪のいずれかにしかブレーキのない自転車で走行する行為も違反です

酒酔い運転
(道路交通法第65条第1項)

酒に酔った状態で自転車を運転する行為



安全運転義務違反
(道路交通法第70条)

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為



※ 傘さし運転や携帯電話やスマートフォン等を操作しながらの運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。